

令和6年度児童手当の制度改正について(Q&A)

Q. 1 令和6年9月に忠岡町に転入してきました。高校生年齢児童のみを養育しており、新たに受給資格が生じる可能性が高い世帯には9月初旬に勧奨通知が届くとありますが、届きませんでした。

A. 1 9月初旬に送付する勧奨通知は令和6年8月30日現在で忠岡町に住民票がある方となります。8月31日以降に転入された方で新たに受給資格が生じる可能性が高い世帯には、随時お送りする予定ですのであらかじめ御了承ください。

Q. 2 高校生年齢児童のみを養育していますが、令和6年10月に市外へ転出を予定しています。忠岡町と転出先の市区町村のどちらで申請すればよいですか？

A. 2 10月分の児童手当は忠岡町から、11月以降の分は転出先の市区町村から支給されます。そのため、忠岡町と転出先の市区町村の両方で申請が必要となります。

Q. 3 高校生年代児童のみを養育しています。現在、府外の高校に通学するため、住民票が他市にあります。その場合も勧奨通知が届きますか？

A. 3 高校生年齢児童の住民票が忠岡町にない場合は、支給対象者児童として把握ができないことから、勧奨通知はお送りしていません。申請に必要な書類はホームページよりダウンロードできますが、郵送でのお取り寄せを希望される場合は、忠岡町役場 子育て課までお問い合わせください。

Q. 4 就労している高校生年齢児童は児童手当の支給対象になりますか？

A. 4 支給対象児童の所得の有無や婚姻、出産にかかわらず、父母等が児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合には支給対象となります。

Q. 5 高校生年齢児童がいますが、現在、児童養護施設に入所しています。児童手当を受給するために新たに必要手続きはありますか？

A. 5 児童養護施設等の施設に入所中の児童に対する児童手当は、施設設置者（里親を含む）から施設所在地の市区町村に申請いただき、施設設置者が受給することとなりますので、父母等が申請する必要はありません。

Q. 6 大学生年齢児童のみを養育しています。児童手当の支給対象になりますか？

A. 6 大学生年齢児童は児童手当の支給対象ではありません。ただし、一定の要件※を満たす大学生年齢児童と高校生年齢児童と合わせて3人以上の児童を養育している場合は、「算定児童対象」に含めることができます。カウント方法の変更により、現行は多子加算の対象とならない場合も、改正後は加算の対象となる場合があります。

※生活費など経済的な負担と定期的な連絡・面会等がある場合

Q. 7 多子加算とは何ですか？

A. 7 児童手当の制度には、年齢が上の児童から順に数えて3番目の児童から、手当額が増額される「多子加算」があります。制度改正前は、算定の対象となる児童（＝算定対象児童）は「高校生年齢児童」までとされていましたが、制度改正後は、経済的な負担等がある場合には「大学生年齢児童」までを算定対象児童として含めることができるようになりました。

【現行】21歳…算定児童対象外
17歳…第1子（ 0円）
15歳…第2子（10,000円）
⇒児童手当支給額 10,000円/月

【改正後】21歳…第1子（ 0円）
17歳…第2子（10,000円）
15歳…第3子（30,000円）
⇒児童手当支給額 40,000円

Q. 8 就労して別居している子（20歳）と高校生（16歳）、中学生がいる場合、就労して別居している子も「算定対象児童」に含めることができますか？

A. 8 就労して別居している子であっても、大学生年代児童であって、生活費などの経済的な負担と定期的な連絡・面会等がある場合には、「算定対象児童」に含めることができます。
なお、大学生年齢児童を算定対象児童としてカウントする場合は、『監護相当・生計費の負担についての確認書』の提出が必要となります。様式はホームページよりダウンロードできますが、郵送でのお取り寄せを希望される場合は、忠岡町役場 こども課までお問い合わせください。

Q. 9 婚姻して別居している子（20歳）と、高校生（16歳）、中学生の子がいる場合、婚姻して別居している子も「算定対象児童」に含めることができますか？
婚姻して別居している子に子どもがいる場合の児童手当はどうなりますか？

A. 9 婚姻して別居している子であっても、大学生年代児童であって、生活費などの経済的な負担と定期的な連絡・面会等がある場合には、「算定対象児童」に含めることができます。
なお、大学生年齢児童を算定対象児童としてカウントする場合は、『監護相当・生計費の負担についての確認書』の提出が必要となります。様式はホームページよりダウンロードできますが、郵送でのお取り寄せを希望される場合は、忠岡町役場 こども課までお問い合わせください。
また、当該児童に子がいる場合は、その児童自身が受給者となり、自身の子の児童手当を受給することになります。

Q. 10 子（19歳）が専門学校に令和8年3月まで通学予定の場合、令和8年3月に『監護相当・生計費の負担についての確認書』を再度提出する必要がありますか？

A. 10 対象児童の卒業前に『監護相当・生計費の負担についての確認書』を再度お送りする予定です。卒業後も監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、生計費の相当部分の負担をしている事実がある場合は、再提出してください。
なお、提出がない場合は、「算定対象児童」としてカウントされませんのでご注意ください。
また、高等専門学校や短期大学など、子が22歳になる前に卒業・修了となる学校に在学されている場合は、同様に書類の再提出が必要となります。

Q. 11 父（母）が単身赴任で他市に住んでいます。忠岡町から勧奨通知が届きました。
この場合、忠岡町に申請すればよいですか？

A. 11 高校生年齢児童が忠岡町にお住まいの場合は勧奨通知をお送りしています。
ただし、父母のうち、所得の高い方（生計を維持する程度が高い方）が、忠岡町外に住民票がある場合は、お住まいの市区町村（公務員の方は勤務先）に対して申請してください。他市にお住まいの配偶者の所得が高い場合には、配偶者の居住地の市区町村（公務員の方は所属先）へ申請してください。

Q. 12 所得制限の撤廃により、父母の所得にかかわらず任意で受給者を指定することはできますか？

A. 12 制度改正後においても、原則として、所得の高い方（生計を維持する程度の高い方）が受給者となります。父母等が別居している場合など、父母等のどちらを受給者とするかを明確にするための理由となりますので、御了承ください。

Q. 13 今回の制度改正により新たに受給資格が生じましたが、10月分の支払いがありませんでした。

A. 13 制度改正は令和6年10月からですが、10月分の手当が支給されるのは令和6年12月となります。そのほか、申請期限までにお手続きされていない場合（※申請が不要な方を除く）は、初回の支給が遅れる又は支給されない月が生じることがあります。手続きがお済でない場合は、速やかに手続きを行ってください。